○農林水産省告示第千二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山字千浦木丙五三八、丙五四一、字小川内丙五六五の一、丙五六五の二、丙五六六、丙五七二、丙五八七の一、丙五九五、丙六〇三の一、丙六〇六、丙六〇七の一、丙六一〇、丙六一一、字上北向丙六二三の五、丙六二五、丙六三六、丙六四五の一、丙六四五の二、丙六五四、丙六五五の二、丙六五九の二、丙七〇一、丙七一〇、丙七一二、丙七一五の一、丙七一五の二、丙七一九、丙七二二の三、丙七四七の一、丙七四七の二、字館屋川内丙七五三、丙七六四の一、丙七六四の二、丙七七八、丙七八一、字津蟹園丙八四八の一、字北丙九四四、丙九五八の一、丙九六一、丙九六二の一、丙九六二の五、丙九八二、字崩ノ平丙一一六五の二、字日向丙一六七三、丙一六七五、丙一六七九、丙一六八四の二一、丙一六八四の二二、丙一六八四の二八、丙一七〇八、丙一七一五、丙一七二九、丙一七四四、丙一七五九の二、丙一七六六、字女夫石丙一七八二、字堂山丙二二一五、丙二二二九、丙二二三〇、字矢瀬町丙二三二一、丙二三二二、丙二三三二、字柳谷丙二四五四、丙二四九一、丙二四九三、字椎ヶ倉丙二五〇〇の一、丙二五〇〇の二、丙二五〇六の一、丙二五一〇、丙二五一一、丙二五二〇、丙二五二一の二、字大平丙二五六八、丙二五九九の二、丙二六二二の二、丙二六二二の四、字黒岩北谷丙二六四六、字黒岩南谷丙二六六五、丙二六七二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町打上字暮ケ谷九〇二、九〇四、九〇五、九一六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市明智町横道字アズキダ一二五〇の一の二、一二五一の一、一二五一の二、一二五二の一、一二五二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町羽根字上平二八八七、二八八九、字向平二九三四の一、二九三四の二、二九三六から二九三八まで、二九四〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町油木字当川内甲六六一五の一、甲六六一五の二、甲六六〇七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県廿日市市大野字馬ノ口二六四五の二五、二六四五の二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県三次市青河町字明光山九二から九四まで、九八から一〇三まで、甲一〇四、字淵谷一一一から一一四まで、一一六、一二二から一二四まで、一二六、一二七、一三三から一三八まで、下志和地町字明光山六三八、六三九の一、六四〇の一、六四一、六四二、六七五、六七七の一、六七七の二、六七八から六八二まで、六八五から六八八まで、字鷹巣六八九から六九二まで、六九五から七〇〇まで、七〇二から七〇五まで、七一五の二、七一六、七一七

二　指定の目的　水源の涵養